

質問第二一六号

鳩山総理の会計帳簿の公開に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年十二月四日

参議院議長 江田 五月 殿

森

まさこ

鳩山総理の会計帳簿の公開に関する質問主意書

鳩山総理は、自身の資金管理団体「友愛政経懇話会」の収支報告書において、寄附及びパーティー収入の記載が真実と異なっていたという問題について現在なお真相の解明ができていないと述べているが、法律上匿名献金に関する部分の会計帳簿を備え付ける義務がある。会計帳簿を見れば匿名献金の偽装はすぐに解明できたはずである。鳩山総理はこの帳簿を見たのか。また、鳩山総理の弁護士はこの帳簿を確認したのか、見解を示されたい。

それができていないということは、真相を解明する意思がないか、真相はすでにわかっているが説明する意思がないかのいずれかであるとしか考えられない。自身の手により会計帳簿の確認をする考えがないのであれば、その帳簿を公開して真相の解明を広く国民にゆだねるべきであると思われるが、鳩山総理にはその意思があるか、あるいは無いのか、明確に示されたい。

献金名義の偽装に名前を利用された者は何人いるのか。その献金額の合計はいくらか明らかにされたい。鳩山総理の弁護士は、名前を無断で利用された方々に連絡をとったのか。鳩山事務所、後援会はこの方々に連絡をとったのか示されたい。

右質問する。

